

# 令和5年度温室効果ガス削減アクションプログラム運営支援等業務 委託仕様書

## 1 件名

令和5年度温室効果ガス削減アクションプログラム運営支援等業務

## 2 目的

仙台市域における事業活動からの温室効果ガスの排出削減を目的とした「温室効果ガス削減アクションプログラム（以下「制度」という。）」の運用に係る業務の支援を行うことを目的とする。

## 3 適用

- (1) 本仕様書は、温室効果ガス削減アクションプログラム運営支援業務等の委託に適用する。
- (2) 受注者は、仕様書に明示がない場合で必要と認められる業務は、必要に応じて発注者と協議のうえ実施するものとする。

## 4 期間

契約日から令和6年3月22日（金）まで

## 5 業務内容

### (1) 事業所訪問調査の支援（30件程度）

- ① 発注者による制度参加事業者の事業所への訪問に同行し、ヒアリングや事業所の所有設備の現地確認によりエネルギー管理状況等の確認・把握を行い、温室効果ガス排出削減に係る助言を行う。訪問調査の実施にあたっては、事前に訪問調査計画書を提出し、発注者の確認を受け実施すること。

事業所訪問は1日1～2件とし、受注者の移動手段については受注者が手配すること。

- ② 事業所の訪問調査結果の報告書及び更なる排出削減に向けた取り組みに係る提案書（フィードバックシート）等の作成を行う。
- ③ 優れた削減対策事例について取りまとめを行う。

### (2) 計画書・報告書作成支援ツール等の修正

計画書・報告書作成支援ツールについては適宜修正・更新・動作確認を行う（※関係法令改正や様式変更時等）。ツールの変更に合わせて作成の手引きや作成マニュアルについても修正を行う。

また、集計ツールについても必要に応じて修正・更新・動作確認を行う。

### (3) 表彰候補事業者のヒアリング支援（20件程度）

第一計画期間の評価結果が優良評価となった事業者から表彰事業者を選定するため、ヒアリング調査に同行し、取組内容等について確認を行うほか、審査委員会の資料作成を行う。

審査用資料について、以下のポイントごとに取組内容をまとめること。

- 他事業者への水平展開に資する優れた取組を行っているか
- 組織的・全社的に行っている取組であるか

- P D C Aが機能しており、今後も継続的に実施される取組であるか
- 取組の実施による削減効果であるか

#### (4) 仙台市域の温室効果ガス排出量の推計

制度参加事業者から提出された報告書の排出量実績の集計結果や各種統計資料（エネルギー消費統計等）に基づき、本市が保有する仙台市域の温室効果ガス排出量推計ツールを用いて、仙台市域の温室効果ガス排出量及び森林等吸収量の推計を行う。

### 6 業務責任者

本業務の履行にあたっては、エネルギー管理士の資格を持つ者を業務責任者として1名配置し、業務が円滑に実施されるように管理すること。

### 7 業務実施体制

業務の実施にあたっては、エネルギー管理士の資格を持つ者を業務実務者として1名以上配置し、本業務を円滑に実施すること。

また、制度参加事業者が新型コロナウイルス感染症対策に伴う事業所への立ち入り制限（訪問者の勤務地、人数等）を行っている場合でも業務を確実に実施できる体制を構築すること。

### 8 成果品

- |   |                    |
|---|--------------------|
| (1) 運営支援業務報告書                               | 1部 (A4 カラー)        |
| (2) 事業者へのフィードバックシート                         | 2部 (カラー)           |
| (3) 計画書・報告書作成支援ツール                          | 1部                 |
| (4) 電子データ一式 (Microsoft 社の Word 及び Excel 形式) | 1枚 (CD-R 又は DVD-R) |
| (5) 審査委員会資料 (Microsoft 社の Word 及び Excel 形式) | 1枚 (CD-R 又は DVD-R) |

※ 審査委員会資料については11月30日までに納品すること。

※ 報告書等の印刷用紙はグリーン購入法適合品を使用すること。

### 9 納品場所

仙台市環境局 環境部 地球温暖化対策推進課

### 10 その他

- (1) 本仕様に定めのない事項については、発注者と受注者がその都度協議して決定する。
- (2) 本委託業務により得られた成果品（電子データ含む）は、発注者に帰属するものとする。
- (3) 仙台市が提供した資料及びデータ等については、他への流用を禁止する。また、本業務が終了した時点で速やかに返却を行うこと。
- (4) 本業務に必要な機材等については、受注者の負担で用意すること。
- (5) 受注者は事業所の業務上の秘密に係る事項について、その秘密を保持し、漏洩してはならない。本業務完了後も同様とする。